

独立行政法人環境再生保全機構中期計画

独立行政法人環境再生保全機構（以下「機構」という。）は、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第30条の規定に基づき、同法第29条により指示を受けた平成16年4月1日から平成21年3月31日までの期間における機構の中期目標を達成するための計画（以下「中期計画」という。）を次のとおり定める。

独立行政法人環境再生保全機構理事長 湊 亮 策

1. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

(1) 組織運営の効率化

機構が担う業務について、中期目標の達成に向け適切かつ着実に遂行する観点から、中期目標期間中に業務の廃止を含め見直しが予定されている事業に対応して適切な組織・人員配置の見直しを図るなど各業務の進捗状況に応じた組織運営の効率化を推進する。

さらに、各部門の業務について、職員の責任と役割分担を明確にし、効率的な業務遂行体制を整備する。

(2) 業務運営の効率化

業務に対する事後評価の実施

機構の自己点検・評価のため、外部専門家、有識者からなる評価のための委員会を設け、機構業務全体に係る事後評価を毎年度行い、その結果を業務運営に反映させることにより、業務の効率化を図る。

事務処理の簡素化、迅速化の推進

業務運営の効率化を図るため、内部ネットワークの活用等により、全般的に手続の簡素化・迅速化を図るとともに、情報の共有化、基金の運用等知識の共有化を推進する。これにより、経費の削減等を実現する。

外部委託の推進

機構独力では回収困難な債権については、早急に整理・回収を図る必要がある延滞債権等を債権回収専門会社（サービサー）に委託し、効率的な回収を図る。

また、機構自ら実施すべき業務、外部の専門機関の活用が適当と考えられる業務について精査し、サービスの低下を招かず、コスト削減につながる場合には、アウトソーシングを積極的に活用することにより、経費の節減又は事務の効率化を図る。

契約に係る競争の推進

会計規程に基づく一定額以上の契約については、契約の性質又は目的が競争を許さない場合等を除き、原則として競争に付する。

電子化の推進等

ア 機構全体に係る事務処理については、平成16年度中に内部ネットワークを統合・整備し、共有システムの活用を促進させる。

イ オンライン等電子申請を行っている業務は、受付後の内部事務処理システムの活用を促進させ、事務処理の一層の効率化を図る。

ウ 独立行政法人会計基準に対応した予算、契約、支払、会計等一連の事務処理を行う会計システムを導入する。

(3) 経費の効率化・削減

一般管理費

業務運営の効率化を進め、一般管理費（移転経費及び独法化準備経費並びに緑地事業関係経費及び石綿健康被害救済関係経費を除く。）について、中期目標期間の最終年度において特殊法人時の最終年度（平成15年度）比で15%（統合発足初年度である平成16年度比で10%）を上回る削減を行う。

なお、石綿健康被害救済関係経費に係る一般管理費については、業務の効率化に努めるとともに、各業務の開始の状況や救済制度立ち上げ時の特殊要因を考慮した上で、中期目標期間の最終年度において平成18年度比で6%を上回る削減を行う。

事業費

事業費（公害健康被害補償納付金及び石綿健康被害救済給付金等を除く。）について、毎事業年度1%以上の業務の効率化を行う。

運営費交付金を充当する事業費について、中期目標期間の最終年度において特殊法人時の最終年度（平成15年度）比で5%を上回る削減を各勘定で行う。

なお、債権回収委託費については、中期目標期間中に不良債権処理を積極的に進めその残高が大幅に減少すると見込まれることから、平成16年度比で3割を上回る削減を行う。

また、石綿健康被害救済関係経費に係る事業費（石綿健康被害救済給付金を除く。）については、業務の効率化に努めるとともに、各業務の開始の状況や救済制度立ち上げ時の特殊要因を考慮した上で、中期目標期間の最終年度において平成18年度比で2%を上回る削減を行う。

(4) 業務における環境配慮

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）に基づき、毎年度「環境物品等の調達の推進を図るための方針」を定め、同方針に基づき、調達目標について、緊急時等を除き100%達成する。

また、日常業務の遂行にあたり、「環境配慮のための実行計画」を定めてエネルギー及び資源の有効利用、節減に努めるなど環境配慮を徹底する。

2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

機構が担う業務や事業等の対象となる関係者、地域住民及び地方公共団体等関係機関に対し、機構が担う業務についてホームページや季刊誌・広報誌等により情報提供を行う等、确实かつ適切に周知・広報を行い、円滑な業務の遂行に努めるとともに、関係者等のニーズを的確に把握し、業務等の実施に反映させる。

また、機構業務全般に関わる者や対象団体・機関の関心、認知度を高めるよう積極的に広報活動を実施することにより、ホームページアクセス件数を平成16年度比で10%以上増加させる。

さらに、機構は、「以下に掲げる業務等を行うことにより良好な環境の創出その他の環境の保全を図り、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活に寄与するとともに人類の福祉に貢献する」との目的を達成するため、機構の有する能力等の有効活用を図り、機構が環境分野の政策実施機関としての役割と責任を果たすことができるよう業務の改善・見直しを進め、業務の質の向上を図るものとする。

< 公害健康被害の補償及び予防業務 >

(1) 汚染負荷量賦課金の徴収

汚染負荷量賦課金の適正・公平な徴収

補償給付等の支給に必要な費用を確保するため、汚染負荷量賦課金の徴収計画額に係る徴収率及び申告額に係る収納率は、委託商工会議所を通じた納付義務者への効果的指導及び納付義務者からの相談、質問事項等への的確な対応により、平成15年度実績の水準の維持を図る。

納付義務者等に対する効果的な指導

ア 汚染負荷量賦課金の適正かつ公平な徴収を図るため、全国156商工会議所の汚染負荷量賦課金徴収業務の一部事務委託を継続し、的確な業務指導を実施する。

イ 申告・納付説明会出席事業者の意見・要望を聴取し、その結果を踏まえ、納付義務者への申告・納付に係る説明資料・説明内容の改善を図る。

納付義務者に対するサービスの向上

ア 委託商工会議所が主催する申告・納付説明会へは、協力要請に応じ、説明員の派遣を行い、納付義務者の相談、質問事項等に的確に対応する。

イ 汚染負荷量賦課金申告の手引及びフロッピーディスク・オンライン申告マニュアルに、誤りの多い事項についての注意点を記載するなど、内容の改善を図る。納付義務者からの相談、質問事項についての的確な対応が図れるよう体制の整備を行う。

ウ 納付義務者に向けた賦課金専用ホームページへのアクセス状況及び質問事項を把握・整理し、納付義務者のニーズや質問に対応したホームページとなるよう改善を図る。

エ 名称・住所変更届出書等の提出文書について、納付義務者の利便性の向上のため、電子媒体化を進める。

(2) 都道府県等に対する納付金の納付

納付申請等に係る事務処理の効率化

ア 納付申請、納付請求、変更納付申請及び事業実績報告（以下「納付申請等」という。）に係る提出書類の適正な作成方法等について、随時補償給付費納付金関係書類作成要領等を見直し、都道府県等の担当者への周知徹底を図るとともに、内部処理の電子化の促進により納付申請等の事務処理日数を平成15年度実績に対し、5年間で25%削減する。

イ 都道府県等が行う補償給付費納付金申請等の手続の適正化を図るため、定期的な現地指導を実施する。

ウ 公害保健福祉事業の積極的な推進を支援するため、都道府県等の事業従事者、関係者等からの情報収集に努め、その結果が事業に反映されるよう、国や事業を実施する都道府県等へ情報提供を行う。

納付金の申請等に係る手続きの電子化等の推進による事務負担の軽減

ア 都道府県等の納付申請等に係る事務負担の軽減を図るため、電子媒体による申請等の導入を促進する。

現在実施しているフロッピーディスクによる申請については、利用者の意見等を踏まえ、より使いやすいシステムに改善するほか、オンライン申請について都道府県等の意向や実態を把握し、導入を検討する。

イ 都道府県等の事務負担の軽減を図るため、補償給付費納付金の返還に係る提出書類等を簡略化する。

(3) 公害健康被害予防事業

公害健康被害予防基金の運用と事業の重点化

公害健康被害予防基金（以下「予防基金」という。）の運用について、経済変動に対応して安全かつ有利な運用を図るとともに、予防基金の運用収入の減少見込みに対応し、公害健康被害の補償等に関する法律に基づく旧第一種地域等の地域住民（以下「地域住民」という。）の慢性気管支炎、気管支ぜん息、ぜん息性気管支炎、肺気腫等（以下「ぜん息等」という。）の発症予防、健康回復に直接つながる事業、局地的な大気汚染が発生している地域の大気汚染の改善を通じ地域住民の健康確保につながる高い効果が見込める事業等に重点化し、かつ、効率化を図る。

ニーズの把握と事業の改善

効果的かつ効率的に業務を行うため、事業参加者へのアンケート調査等を実施し、ぜん息等の患者、地域住民の満足度やニーズを的確に把握し、その結果を事業内容に的確に反映させることにより事業の改善を図る。

調査研究事業の実施及び評価

ア 環境保健分野に係る調査研究については、地域住民のぜん息等の発症予防、健康回復を図るための事業の根拠となる知見の確立及び事業実施基盤の強化、事業効果の適切な把握に係る課題に重点化し、また、大気環境の改善分野に係る調査研究については、局地的な大気汚染地域の大気汚染の改善に係る課題に重点化を図る。

これにより調査研究費総額を平成15年度比で20%以上削減する。

なお、新規に採択する調査研究課題については、下表に掲げる重点分野とスケジュールにより、公募制を導入し透明性の確保を図る。公募の実施に当たっては、ホームページ等を活用して広範な周知を図る。

また、課題の採択については、外部の有識者による評価を行い、公募の締切日から60日以内に決定する。

| 区分 | 重点分野 | 公募によるスケジュール |
|-----------|--|--------------------------------------|
| 環境保健分野 | ぜん息等の発症予防・健康回復、環境保健事業のメニューの提案、効果的な実施方法 | 平成18年度から実施する新規調査研究課題について、公募を17年度から実施 |
| 大気環境の改善分野 | 幹線道路の沿道の局地的な大気汚染の改善に資するための交通流対策及び浄化手法 | 平成17年度から実施する新規調査研究課題について、公募を16年度から実施 |

イ 各調査研究課題の外部有識者による評価として、各年度毎に年度評価を行うとともに、課題の終了後には事後評価を実施する。また、その評価結果については研究者へフィードバックし、次年度の研究内容（研究資源の配分、研究計画（中止を含む。））に反映させるほか、各分野における事業の展開にフィードバックさせる。

また、研究成果については、研究発表会等で公表するほか、機構のホームページ上で広く公開する。

知識の普及及び情報提供の実施

ア 地域住民のぜん息等の発症予防、健康回復及び地域の大气環境の改善に係る知識の普及を行うため、パンフレットの作成やぜん息等講演会の開催などの事業を積極的に実施する。

各事業については、それぞれの事業内容についての評価を把握するため、当該事業が実施された年度の参加者、利用者に対するアンケート調査を実施する。アンケートの調査結果を事業に反映させることにより、回答者のうち80%以上の者から5段階評価で上から2段階までの評価を得ることを達成するとともに、質の向上を図る。

また、既存のパンフレット等で、作成から5年以上を経過したものについては、改訂のための参考としてアンケート調査を実施し、必要に応じて内容の見直しを行っていく。

イ ホームページ等を活用し、各事業の実施を通じて得られた最新の知見や情報を幅広く積極的に提供する。

そのため、最新情報の収集・整理を積極的に進めるほか、ホームページ利用者等のニーズの把握を行うとともに、ホームページの年間アクセス件数を今後5年間に20%以上の増となることを目標とし、その達成に努める。

研修の実施

地方公共団体が実施する健康相談事業、健康診査事業、機能訓練事業及び大气環境の改善事業の従事者を対象に、各事業への理解を深めるとともに事業実施に必要な知識及び技術を理論的・実践的に習得することを目的とした効果的な研修を実施する。

また、研修ニーズを把握し、その内容を研修のカリキュラム作成（講座内容、講師）等に反映させることにより、受講者に対するアンケート調査結果が「有意義であった」との評価を有効回答者のうち70%以上から得られるようにするとともに、質の向上を図る。

助成事業の効果的・効率的な実施

ア 助成事業の重点化

i) 環境保健分野に係る助成事業については、健康相談事業、健康診査事業、機能訓練事業等地域住民の健康回復に直接つながる事業に重点化を図る。

また、事業内容については、関係地方公共団体や地域住民のニーズを把握し、地域住民が参加しやすく、より効果的なぜん息等の発症予防及び健康回復を図るものとする。

さらに、調査研究の成果を事業内容に反映させていくこととする。

ii) 大気環境の改善分野に係る助成事業については、関係地方公共団体等のニーズを反映しつつ、高い効果を見込める局地的大気汚染地域の大気汚染の改善を中心とする事業で、国、地方公共団体の施策を補完して機構が特に取り組む必要性の高いものに重点化を図る。

なお、低公害車普及(助成)事業については、国等の低公害車普及に対する補助制度が大幅に充実されてきたこと等を踏まえ、平成16年度に必要な見直しを行うこととする。

イ 地方公共団体における電子化の進展状況を勘案しつつ、助成金交付申請等手続のオンラインによる電子化を推進し、地方公共団体の事務負担の軽減を図る。

また、オンライン申請等システムと内部事務処理システムを連動させることにより、助成金交付決定等に係る事務処理日数を平成15年度実績に対し、5年間で20%削減する。

<地球環境基金業務>

(1) 助成事業に係る事項

助成の固定化の回避

一つの事業に対する助成継続年数は、3年間を限度とし、特段の事情がある場合でも5年を超えないこととするを募集要領に明記し厳正に履行する。

助成の重点化等

助成対象については、環境基本計画の重点分野等国の政策目標や社会情勢等を勘案した分野に、また海外の助成対象地域については、開発途上地域のうちアセアン地域などのアジア太平洋地域を中心とする地域に重点化を図り、第三者による委員会の評価等を踏まえて縮減を図る。

処理期間の短縮

助成金の支給に当たり、厳正な審査を引き続き実施しつつ、事務手続きの効率化を図ること、担当者の審査能力向上を図ること等により、支払申請書受付から支払までの1件当たりの平均処理期間を平成15年度実績に対し、5年間で10%短縮する。

第三者機関による評価を踏まえた対応

民間団体の代表者等の参加を得た第三者による委員会等により、毎年具体的な助成金交付に係る募集要領と審査方針を策定のうえ審査を行い、結果を公表する。

助成した事業の成果についても評価を行い、評価結果を公表するとともに、募集要領と審査方針に反映させる。

利用者の利便向上を図る措置

ア 募集時期の早期化を図り、年度末助成金支払事務との調整、継続案件の事前審査等を行うことにより年度の早い時期に助成案件の内定及び交付決定通知を行う。

イ 募集案内、各種申請書等の様式をホームページからダウンロードできるようにすること、ホームページ上での事業に係るQ & Aを充実すること等により、助成金交付要望団体や助成先団体への利便性を図る。

ウ 助成先団体一覧、活動事例及び評価結果をホームページで紹介し、より広範な情報提供を行う。

(2) 振興事業に係る事項

調査事業の重点化

調査事業について、重点施策等国の政策目標や民間団体等のニーズに沿った課題に重点化を図る。

研修事業の効果的な実施

研修ニーズを把握し、その内容を研修カリキュラム作成（講座内容、講師）等に反映させることにより、受講者に対するアンケート調査結果が「有意義であった」との評価を有効回答者のうち70%以上から得られるようにするとともに、質の向上を図る。

(3) 地球環境基金の運用等について

民間出えん金の受入状況や基金の造成状況を掲載する等ホームページや広報誌の充実を図り、地球環境基金事業の役割に対する国民・事業者等の理解を得て、中期目標期間中の募金等の総額が平成15年度末までの5カ年間の出えん金の総額を上回るよう募金等の活動を行う。

また、地球環境基金の運用につき、安全かつ有利な運用に努める。

< ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金による助成業務 >

助成金交付の透明性・公平性を確保するため、審査基準及びこれに基づく事業の採択、並びに助成対象事業の実施状況等をホームページ等において公表する。

< 維持管理積立金の管理業務 >

廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく維持管理積立金の積立者に対し運用状況等の情報提供を行う等、透明性を確保し、運用利息額等を定期的に通知する。

< 石綿健康被害救済業務 >

(1) 制度に関する情報提供

救済制度について、広報実施計画を定め、ポスター、パンフレットの作成・配布及び専門誌、広報誌など多様な媒体を活用し、確実かつ広範な広報を実施する。

石綿健康被害者及びその遺族等が速やかに手続きが行えるよう、申請書類等を都道府県等、地方環境事務所に備え置くほか、機構ホームページに申請手続き、記載例等を掲載する。

制度に関する相談、質問事項に対応するため、無料電話相談や機構内に相談窓口を設け、来訪者に対し、制度及び申請手続きの説明を行う。

また、申請等の受付業務の委託を受ける保健所等の担当者が適切に業務を処理できるようにマニュアルの整備を図ることにより、申請書類等の不備により処理に時間を要する事案を減らし、業務の効率化を図る。

無料電話相談、相談窓口、ホームページを通じて、利用者の意見・要望を聴取し、情報内容の改善を図るとともに、制度運営状況について公表する。

(2) 石綿健康被害者の認定

認定申請書等の受付後、環境大臣に医学的判定を要する事項に関する判定を申し出るに当たり、執務マニュアルの作成により手続きの標準化を図り、迅速な処理を行う。

また、実施状況を踏まえつつ、適宜、執務マニュアルの見直しを行う。

(3) 救済給付の支給

救済給付の支給の請求について、執務マニュアルの作成により手続きの標準化を図り、迅速かつ適正な審査、支給を行う。

救済給付の支給を受けた石綿健康被害者及びその遺族等を対象に、救済給付の支給に係る手続きや申請書類等の提出に係る意見等を把握するための調査を行い、ニーズを把握するとともに、手続きの改善等を行うことにより、利便性の向上を図る。

(4) 申請者、請求者情報の管理

申請者、請求者等の個人情報の保護を図るため、申請書類等の管理を厳重に行うとともに、認定申請から給付に至る情報を管理するための情報処理システムを構築する。

(5) 救済給付費用の徴収

船舶所有者からの一般拠出金及び特別事業主からの特別拠出金の適正な徴収を図るため、納付義務者に対し、上記(1)の情報提供を通じて制度への理解を求め、平成19年4月より拠出金を徴収する。

納付義務者の相談、質問事項に対応するため、申告に関する手引やホームページにおける説明資料の充実を図る。

3. 予算(人件費の見積もりを含む。)、収支計画及び資金計画

(1) 予算 別紙のとおり

(2) 収支計画 別紙のとおり

(3) 資金計画 別紙のとおり

参考 運営費交付金算定ルール 別紙のとおり

(4) 承継業務に係る債権・債務の適切な処理

破産更生債権及びこれに準ずる債権並びに貸倒懸念債権のうち、会社更生法・民事再生法に基づく計画認可の決定、商法に基づく整理計画の決定、銀行取引停止処分、解散・清算・事業閉鎖に至ったものその他財務状況からみて返済確実性の認められない債権について迅速に償却処理を行う。

また、以下のとおり債権管理回収業務を積極的に推進する。

返済懇請

財務状況から見て返済確実性があると認められるにもかかわらず、返済に問題があるものに対しては、債権回収専門会社(サービサー)への外部委託も含め厳正に返済を懇請し、回収を強力に促進する。

法的処理

破産更正債権及びこれに準ずる債権について法的処理を厳正に進めるとともに、貸倒懸念債権については、引き続き返済猶予の認定を厳格に行い、その上で法的処理が適当と認められるものについては、期限の利益を喪失させ、実態に応じて担保処分等を積極的に推進する。

債権分割

特定の組合員企業の破綻などにより組合全体として債務返済に困難をきたしている中小企業組合について、健全な組合員からの回収を早期に行う等により、回収額を最大化できると認められる場合には、債権分割により回収を行う。

上記 ~ の方法等により、中期目標期間中に正常債権以外の債権(平成16年度期首見込約900億円)から200億円を上回る回収を見込む。

上記の処理に加え、経費削減、債券発行による資金調達及び回収努力等の最大限の自助努力を行うことを前提として、繰越欠損金のうち承継業務に係

る元本債権の貸倒引当金相当額（16年度期首見込約360億円）の解消に必要な補助金が、中期目標期間、次期中期目標期間の10年間で、できる限り平準的な額として、予算の定めるところにより交付されることを見込んでいる。

また、未収利息のうち回収不能額の償却処理に伴い発生する繰越欠損金（16年度期首見込約34億円）については、中期目標期間中に解消を図ることとして上記補助金と合わせ、予算の定めるところにより交付されることを見込んでいる。

4．短期借入金の限度額

年度内における一時的な資金不足等に対応するための短期借入金の限度額は、単年度26,000百万円とする。

5．重要な財産の処分等に関する計画

重要な財産を譲渡、処分する計画はない。

6．剰余金の使途

- ・ 公害健康被害予防事業の充実及びその推進に係る電子化、機器整備
- ・ 地球環境基金業務における助成事業・振興事業の充実、資料の電子化等業務の改善
- ・ 石綿健康被害救済業務に係る経費
- ・ 債権管理回収業務に係る経費
- ・ 人材育成及び広報の充実

7．その他主務省令で定める業務運営に関する事項

（1）施設及び設備に関する計画

なし

（2）人事に関する計画

人員配置、職員の業績評価及び人材育成

職員の適性を的確に把握し、適材適所に応じた人員配置を行う。また、各業務、事業毎に定める目標を達成するために職員一人ひとりの意識の向上を図るとともに成果に応じた業績を適正に評価する。

また、業務上必要な研修を積極的に行うとともに、外部で行われる各種の研修にも積極的に参加させ、職員の能力開発を図るなど、業務上必要な知識・技術の向上を支援する。

人事に関する指標

業務運営の効率化を図るとともに、機構が十分な役割を果たすことができるよう業務の改善・見直しを進めることにより、石綿健康被害救済業務に従事する職員を除き、期末の常勤職員数を期初の8割以下とする。

石綿による健康被害の救済に関する法律（平成18年法律第4号）に基づき、石綿健康被害者の迅速な救済を図るため、組織体制を整備し業務を推進する。

なお、石綿健康被害救済業務の制度発足時において必要な49人のうち5人について既存業務の合理化による削減をもって充てるとともに、平成19年度以降見込まれる拠出金の徴収に係る業務に必要な人員については、内部管理業務も含めた業務の合理化による削減をもって充てるものとする。

また、「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定を踏まえ、平成18年度以降の5年間における人員の5%以上の削減については、今中期計画期間中において達成する。

また、国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与体系の見直しを進める。

（参考1）

期初の常勤職員数 131人（内 運営費交付金職員数 104人）

石綿健康被害救済業務の追加に伴い増員した常勤職員数 44人

期末の常勤職員数の見込み 146人（内 運営費交付金職員数 86人）

（参考2）

中期目標期間中の人件費総額見込み 7,020百万円

ただし、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当及び超過勤務手当に相当する範囲の費用である。

（3）積立金の処分に関する事項

なし

（4）その他中期目標を達成するために必要な事項

緑地整備関係建設譲渡事業については、大気汚染対策や地球温暖化対策などの環境保全効果の高い緑地、施設の整備を適切に実施していくとともに、進行を適切に管理し、譲渡契約に基づき、終了予定年度（平成17年度）内に現在実施中の事業の施設整備を終了させる。

また、平成19年8月8日付けの東京大気汚染訴訟の和解条項に基づき、公害健康被害の補償等に関する法律第68条第2号の予防事業の実施に充てるために、東京都に対し、公害健康被害予防基金から、東京都公害健康被害予防基金の造成に必要な資金として60億円を助成する。

別 紙

予算(人件費の見積りを含む)

《平成16年度～平成20年度予算》

(総 括)

(単位:百万円)

| 区 分 | 金 額 |
|----------------|---------|
| 収入 | |
| 運営費交付金 | 12,896 |
| 国庫補助金 | 35,658 |
| その他の政府交付金 | 101,661 |
| 都道府県補助金 | 10,000 |
| 長期借入金 | 70,100 |
| 環境再生保全機構債券 | 27,000 |
| 業務収入 | 414,789 |
| 受託収入 | 326 |
| 運用収入 | 8,488 |
| その他収入 | 5,700 |
| 計 | 686,618 |
| 支出 | |
| 業務経費 | 418,435 |
| 公害健康被害補償予防業務経費 | 329,442 |
| うち人件費 | 915 |
| 石綿健康被害救済業務経費 | 56,071 |
| うち人件費 | 1,488 |
| 基金業務経費 | 24,546 |
| 承継業務経費 | 8,377 |
| うち人件費 | 147 |
| 受託経費 | 326 |
| 借入金等償還 | 232,531 |
| 支払利息 | 25,427 |
| 一般管理費 | 4,548 |
| 人件費 | 6,605 |
| 計 | 687,872 |

[人件費の見積り]

期間中総額7,020百万円を支出する。

ただし、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当に相当する範囲の費用である。

公害健康被害補償予防業務経費、石綿健康被害救済業務経費及び承継業務経費のうちの人件費は、運営費交付金の対象外である。

[退職給付債務財源の考え方]

退職一時金、年金債務及び厚生年金基金の積立不足解消のための財源は、その一部(人件費に運営費交付金を財源としている役職員に係る分)について、運営費交付金を財源とするものと想定している。

[運営費交付金算定ルール] : 別添

《平成16年度～平成20年度予算》
 (公害健康被害補償予防業務勘定)

(単位:百万円)

| 区 分 | 金 額 |
|----------------|---------|
| 収入 | |
| 運営費交付金 | 2,761 |
| 国庫補助金 | 283 |
| その他の政府交付金 | 61,311 |
| 業務収入 | 256,037 |
| 受託収入 | 326 |
| 運用収入 | 7,529 |
| その他収入 | 44 |
| 計 | 328,291 |
| 支出 | |
| 業務経費 | 329,462 |
| 公害健康被害補償予防業務経費 | 329,442 |
| うち人件費 | 915 |
| 承継勘定へ繰入 | 20 |
| 受託経費 | 326 |
| 一般管理費 | 1,440 |
| 人件費 | 3,051 |
| 計 | 334,278 |

[収入支出予算の弾力条項]

1. 補償給付費納付金の支出予算に不足が生じたときは、当該不足額を限度として補償給付費納付金の支出予算の増額をすることができる。
2. 受託収入が予算に比して増加した場合には、その増加額を限度にその事業に要する支出予算の額を増額することができる。

《平成17年度～平成20年度予算》
 (石綿健康被害救済業務勘定)

(単位:百万円)

| 区 分 | 金 額 |
|--------------|--------|
| 収入 | |
| その他の政府交付金 | 40,350 |
| 業務収入 | 16,500 |
| その他収入 | 15 |
| 計 | 56,865 |
| 支出 | |
| 業務経費 | |
| 石綿健康被害救済業務経費 | 56,071 |
| うち人件費 | 1,488 |
| 一般管理費 | 571 |
| 人件費 | 223 |
| 計 | 56,865 |

[収入支出予算の弾力条項]

石綿健康被害救済給付金並びにその業務の事務に要する経費の支出予算に不足が生じたときは、当該不足額を限度として石綿健康被害救済給付金等の支出予算の額を増額することができる。

《平成16年度～平成20年度予算》
 (基金勘定)

(単位:百万円)

| 区 分 | 金 額 |
|---------|--------|
| 収入 | |
| 運営費交付金 | 4,997 |
| 国庫補助金 | 10,000 |
| 都道府県補助金 | 10,000 |
| 業務収入 | - |
| 運用収入 | 959 |
| その他収入 | 5,071 |
| 計 | 31,027 |
| 支出 | |
| 業務経費 | |
| 基金業務経費 | 24,546 |
| 一般管理費 | 583 |
| 人件費 | 984 |
| 計 | 26,113 |

[収入支出予算の弾力条項]

寄付金収入及び維持管理積立金運用収入が予算に比して増加した場合には、その増加額を限度にその事業に要する支出予算の額を増額することができる。

《平成16年度～平成20年度予算》
 (承継勘定)

(単位:百万円)

| 区 分 | 金 額 |
|--------------------|---------|
| 収入 | |
| 運営費交付金 | 5,138 |
| 国庫補助金 | 25,375 |
| 長期借入金 | 70,100 |
| 環境再生保全機構債券 | 27,000 |
| 業務収入 | 142,252 |
| 公害健康被害補償予防業務勘定より受入 | 20 |
| その他収入 | 571 |
| 計 | 270,455 |
| 支出 | |
| 業務経費 | |
| 承継業務経費 | 8,377 |
| うち人件費 | 147 |
| 借入金等償還 | 232,531 |
| 支払利息 | 25,427 |
| 一般管理費 | 1,954 |
| 人件費 | 2,347 |
| 計 | 270,636 |

《平成16年度～平成20年度収支計画》

(総 計)

(単位:百万円)

| 区 分 | 金 額 |
|------------------|---------|
| 費用の部 | 513,953 |
| 經常費用 | 489,541 |
| 公害健康被害補償予防業務経費 | 328,829 |
| 石綿健康被害救済業務経費 | 55,991 |
| 基金業務経費 | 24,458 |
| 承継業務経費 | 68,607 |
| 一般管理費 | 11,573 |
| 減価償却費 | 83 |
| 財務費用 | 24,412 |
| 収益の部 | 539,904 |
| 經常収益 | 539,904 |
| 運営費交付金収益 | 12,896 |
| 国庫補助金収益 | 283 |
| その他の政府交付金収益 | 63,010 |
| 公害健康被害予防基金預り金取崩益 | 6,000 |
| 財源措置予定額収益 | 23,400 |
| 受託収入 | 326 |
| 業務収入 | 398,307 |
| 運用収入 | 8,488 |
| その他の収益 | 267 |
| 財務収益 | 26,927 |
| 純利益(△純損失) | 25,951 |
| 目的積立金取崩額 | 0 |
| 総利益(△純損失) | 25,951 |

(注) 各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

《平成16年度～平成20年度収支計画》
 (公害健康被害補償予防業務勘定)

(単位:百万円)

| 区 分 | 金 額 |
|------------------|---------|
| 費用の部 | 334,299 |
| 經常費用 | 334,299 |
| 補償業務経費 | 316,597 |
| 予防業務経費 | 12,232 |
| 一般管理費 | 5,404 |
| 減価償却費 | 66 |
| 収益の部 | 334,292 |
| 經常収益 | 334,292 |
| 運営費交付金収益 | 2,761 |
| 国庫補助金収益 | 283 |
| その他の政府交付金収益 | 61,311 |
| 公害健康被害予防基金預り金取崩益 | 6,000 |
| 業務収入 | 256,037 |
| 受託収入 | 326 |
| 運用収入 | 7,529 |
| その他収入 | 29 |
| 財務収益 | 15 |
| 純利益(△純損失) | △ 7 |
| 目的積立金取崩額 | 0 |
| 総利益(△純損失) | △ 7 |

(注) 各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

《平成17年度～平成20年度収支計画》
 (石綿健康被害救済業務勘定)

(単位:百万円)

| 区 分 | 金 額 |
|-------------|--------|
| 費用の部 | 56,795 |
| 經常費用 | 56,795 |
| 石綿健康被害救済業務費 | 55,991 |
| 一般管理費 | 795 |
| 減価償却費 | 10 |
| 収益の部 | |
| 經常収益 | 56,832 |
| その他の政府交付金収益 | 1,699 |
| 拠出金収入 | 1,500 |
| 石綿基金預り金取崩益 | 53,609 |
| その他の収益 | 25 |
| 純利益(△純損失) | 37 |
| 目的積立金取崩額 | 0 |
| 総利益(△総損失) | 37 |

(注) 各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

《平成16年度～平成20年度収支計画》
(基金勘定)

(単位:百万円)

| 区 分 | 金 額 |
|-----------------------|--------|
| 費用の部 | 26,112 |
| 経常費用 | 26,112 |
| 地球環境基金業務費 | 4,096 |
| ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理助成促進業務費 | 20,097 |
| 維持管理積立金業務費 | 266 |
| 一般管理費 | 1,652 |
| 減価償却費 | 1 |
| 収益の部 | 26,112 |
| 経常収益 | 26,112 |
| 運営費交付金収益 | 4,997 |
| ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金事業収入 | 20,097 |
| 地球環境基金運用収入 | 705 |
| 維持管理積立金運用収入 | 254 |
| 寄付金収益 | 50 |
| 資産見返負債戻入 | 1 |
| 雑益 | 7 |
| 純利益(△純損失) | 0 |
| 目的積立金取崩額 | 0 |
| 総利益(△総損失) | 0 |

(注) 各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

《平成16年度～平成20年度収支計画》

(承継勘定)

(単位:百万円)

| 区 分 | 金 額 |
|-----------|---------|
| 費用の部 | 96,747 |
| 経常費用 | 72,335 |
| 承継業務費 | 68,607 |
| 一般管理費 | 3,722 |
| 減価償却費 | 7 |
| 財務費用 | 24,412 |
| 収益の部 | 122,668 |
| 運営費交付金収益 | 5,138 |
| 割賦譲渡元金収入 | 67,064 |
| 資産見返負債戻入 | 7 |
| 財源措置予定額収益 | 23,400 |
| 財務収益 | 26,911 |
| 雑益 | 148 |
| 純利益(△純損失) | 25,921 |
| 目的積立金取崩額 | 0 |
| 総利益(△純損失) | 25,921 |

(注) 各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

《平成16年度～平成20年度資金計画》

(総 計)

(単位:百万円)

| 区 分 | 金 額 |
|------------------|---------|
| 資金支出 | 755,030 |
| 業務活動による支出 | 463,391 |
| 投資活動による支出 | 29,979 |
| 財務活動による支出 | 232,531 |
| 次期中期目標期間への繰越金等 | 29,129 |
| 資金収入 | 755,030 |
| 業務活動による収入 | 595,744 |
| 運営費交付金収入 | 12,896 |
| 国庫補助金収入 | 35,658 |
| その他の政府交付金収入 | 101,661 |
| 都道府県補助金収入 | 10,000 |
| 業務収入 | 412,792 |
| 受託収入 | 326 |
| 運用収入 | 8,556 |
| その他の収入 | 13,855 |
| 投資活動による収入 | 35,834 |
| 財務活動による収入 | 97,100 |
| 当期中期目標期間の期首資金残高等 | 26,351 |

(注) 各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

《平成16年度～平成20年度資金計画》

(公害健康被害補償予防業務勘定)

(単位:百万円)

| 区 分 | 金 額 |
|------------------|---------|
| 資金支出 | 375,295 |
| 業務活動による支出 | 334,538 |
| 投資活動による支出 | 29,878 |
| 財務活動による支出 | 0 |
| 次期中期目標期間への繰越金等 | 10,880 |
| 資金収入 | 375,295 |
| 業務活動による収入 | 326,363 |
| 運営費交付金収入 | 2,761 |
| 国庫補助金収入 | 283 |
| その他の政府交付金収入 | 61,311 |
| 業務収入 | 254,040 |
| 受託収入 | 326 |
| 運用収入 | 7,597 |
| その他の収入 | 44 |
| 投資活動による収入 | 35,834 |
| 財務活動による収入 | 0 |
| 当期中期目標期間の期首資金残高等 | 13,098 |

(注) 各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

《平成17年度～平成20年度資金計画》

(石綿健康被害救済業務勘定)

(単位:百万円)

| 区 分 | 金 額 |
|-------------------|--------|
| 資金支出 | 56,865 |
| 業務活動による支出 | 56,755 |
| 投資活動による支出 | 81 |
| 財務活動による支出 | 0 |
| 次期中期目標期間への繰越金 | 29 |
| 資金収入 | 56,865 |
| 業務活動による収入 | 56,865 |
| その他の政府交付金収入 | 40,350 |
| 拠出金収入 | 16,500 |
| その他の収入 | 15 |
| 当期中期目標期間等の期首資金残高等 | 0 |

(注) 各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

《平成16年度～平成20年度資金計画》

(基金勘定)

(単位:百万円)

| 区 分 | 金 額 |
|-------------------|--------|
| 資金支出 | 52,034 |
| 業務活動による支出 | 34,125 |
| 投資活動による支出 | 0 |
| 財務活動による支出 | 0 |
| 次期中期目標期間への繰越金 | 17,909 |
| 資金収入 | 52,034 |
| 業務活動による収入 | 39,181 |
| 運営費交付金収入 | 4,997 |
| 国庫補助金収入 | 10,000 |
| 都道府県補助金収入 | 10,000 |
| 運用収入 | 959 |
| その他の業務収入 | 13,225 |
| 投資活動による収入 | 0 |
| 財務活動による収入 | 0 |
| 当期中期目標期間等の期首資金残高等 | 12,853 |

(注) 各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

《平成16年度～平成20年度資金計画》

(承継勘定)

(単位:百万円)

| 区 分 | 金 額 |
|---------------------|---------|
| 資金支出 | 270,855 |
| 業務活動による支出 | 37,994 |
| 投資活動による支出 | 19 |
| 財務活動による支出 | 232,531 |
| 次期中期目標期間への繰越金 | 311 |
| 資金収入 | 270,855 |
| 業務活動による収入 | 173,355 |
| 運営費交付金収入 | 5,138 |
| 国庫補助金収入 | 25,375 |
| 債権回収からの収入 | 142,252 |
| その他の収入 | 571 |
| 公害健康被害補償予防業務勘定からの収入 | 20 |
| 投資活動による収入 | 0 |
| 財務活動による収入 | 97,100 |
| 当期中期目標期間の期首資金残高等 | 400 |

(注) 各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。